

開成会同労働組合開成会は、組合理事会、執行委員会、支部幹事会の統制を
 受けることは当然である。
 開成会同労働組合の組織は、
 一 本組合、組合員にして、開成会同労働組合を組織する。
 一 支部開成会を組織して、合同組合開成会とする。
 一 開成会系に其の会員は、支部幹事会、組合理事会、執行委員会の統制を受け、
 一 開成会系に其の任務は、開成会同労働組合の本部及支部の全活動に協力する。
 一 開成会の細目方針、統制の條項、條例、派別等は執行委員会が決定し、
 理事会の大議を受けること。

開成会同労働組合第五回大会